平成３０年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目４番１号　サンシャイン坂元台
債務者　森薗　四男
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　竹彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿児島市上福元町5835番地２　エバーグリーン201号
債務者　上國料　賢
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　一哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市下福元町7988番地24
債務者　森山　正実
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　武臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１５４０号
大阪府豊中市上野西２丁目15番３－102号、前住所大阪府豊中市西泉丘２丁目2397番地の２（505号）
債務者　金澤　有恒
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８６号
兵庫県尼崎市食満５丁目20番１－104号
債務者　佐伯　靖弘
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬渡　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２０２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目５番13号
債務者　善幸ガーデンこと　山口　善久
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川元　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
広島県尾道市原田町小原2525番地
債務者　田村　新一
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　干鯛　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第４３２号
さいたま市北区櫛引町２丁目137番地１、旧住所さいたま市北区宮原町１丁目529番地すこやか宮原201
債務者　今井　哲雄
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出井　宏幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４５０号
さいたま市北区大成町４丁目745番地　アメニティ木部201
債務者　義岡　英人
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　隼人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
佐賀市神野西２丁目２番56号　サンクレール神野405
債務者　杉町　仁美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
北海道旭川市流通団地１条１丁目37番地の10　サンハイツＡ棟107
債務者　松尾　　孟
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８５号
北海道旭川市流通団地１条１丁目37番地の10　サンハイツＡ棟107
債務者　松尾　和美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
和歌山県紀の川市桃山町最上536－５、住民票上の住所和歌山県紀の川市長田中139番地８
債務者　齊藤　　清
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第４１号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙585番地
債務者　後藤　好正
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山林太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１４１号
熊本市東区下南部２丁目16番21号
債務者　田口　信子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　一彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係